

(案)

(公印・契印省略)

統計委第 号
令和 8 年 月 日厚生労働大臣
上 野 賢一郎 殿統計委員会委員長
津 谷 典 子諮問第209号の答申
2022（令和4）年国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について

本委員会は、諮問第209号による2022（令和4）年国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 計画の適否

諮問第 209 号「2022（令和4）年国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」（以下「本計画」という。）で 2022（令和4）年国民生活基礎調査の匿名データを作成することは、以下のとおり、調査回答者の匿名性及び学術研究等における有用性が確保されるものと認められることから、適当である。

2 理由等

(1) 本計画の概要

国民生活基礎調査については、3年おきに大規模調査が実施され、平成7年から2019年までの調査の匿名データが作成されており、本計画では、新たに2022（令和4）年調査の匿名データを作成し、令和9年8月に提供する予定としている。この匿名データの元となる統計調査の調査事項について、前回調査（2019年調査）からの主な変更内容は、以下の新規調査項目の追加である。

【世帯票】

「主に手助けや見守りをしている方の年齢階級」

【健康票】

「日常生活における機能制限の状況」

(2) 各調査事項の匿名化処理

本計画は、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」（平成27年9月17日統計委員会決定）の「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」の匿名化処理が2022（令和4）年国民生活基礎調査の各調査事項に対応することが統計研究研修所において検証されており、作成される匿名データの匿名性及び有用性が確保されることから、適当である。